

別添

人吉市交通空白エリア解消及び交通再編
に向けた調査分析業務委託仕様書

令和8年6月
人吉市交通政策課

1 業務の名称

人吉市交通空白エリア解消及び交通再編に向けた調査分析業務委託

2 業務の目的

人吉市（以下「本市」という。）における公共交通は、民間交通事業者が運行する鉄道、路線バス及びタクシー、本市が運行するコミュニティバス（じゅぐりっと号、まめバス）、乗合タクシーなど、多様な交通モードにより形成されているが、本市では地理的・世代的な観点からの交通空白が生じている。加えて、令和2年7月豪雨災害の影響による肥薩線の運休に伴い、来訪者の高速バス利用が増加しており、広域拠点としての機能が人吉駅から人吉ICへ大きくシフトし、以前より課題のあったコミュニティバス（じゅぐりっと号）と人吉ICとの結節強化が求められている。

また、自家用車への依存によりコミュニティバス（まめバス）利用者数が減少している一方で、物価高騰や人件費高騰の影響により運行経費は増加傾向にあり、利便性の高い乗合タクシーは利用者数が増加するなど、効率的で効果的な地域公共交通網の形成が図れていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、本業務では国土交通省所管の令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」のうち「『交通空白』解消タイプ」を活用して実施するものであり、移動実態及び移動ニーズの分析に基づく交通体系（運行方式・ルートダイヤ等）の構築と既存乗合タクシーの「区域運行」への切替に向けた実証運行を一体的に実施することにより、交通空白地区（永野地区、大畑地区の一部）の解消及び本市の地域公共交通のリ・デザインを図る。

さらに、これらの調査・分析及び実証運行を通じて得られた成果を踏まえ、本市の地域公共交通における抜本的な交通再編案を策定するとともに、次年度に予定する人吉市地域公共交通計画（以下「現計画」という。）の見直しに反映させ、持続可能で利便性の高い地域公共交通の実現につなげることを最終的な目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで。なお、実証運行開始日は令和8年10月1日からとし、変更がある場合は本市と受託者において協議する。

4 業務場所

本市内全域

5 業務内容

本業務では、本市公共交通の現状及び課題の整理とともに、精緻な可視化、分析を行うことで、客観的根拠に基づく「交通空白」の解消、及び過去の慣習にとらわれない大

胆な交通再編案の取りまとめを行うものとし、各業務を以下のとおり実施する。

(1) 地域特性及び公共交通の現状整理

本市の地域特性に加え、公共交通の運行状況や利用状況のデータの集計・分析等を行い、地域住民の生活圏の広がりや鉄道駅、公共施設等への移動実態等を整理する。

また、人やモノの移動に関連するその他の輸送資源についても可能な限り整理を行う。

加えて、公共交通を取り巻く環境の変化や上位・関連計画の改訂、各種事業の進捗を踏まえ、最新の基礎データに基づく現状整理と地域の現況診断を行う。

①地域概況の整理

本市の人口動向及び分布、施設分布、さらに公共交通体系などの各種基礎情報の整理を行い、本市の現状を整理する。

②公共交通の現況整理

本市の公共交通の運行・利用状況及び収支状況について、公共交通事業者が保有するデータ、資料などから整理する。また、取得・整理した運行・利用状況については、可視化、分析を実施すること。

③人やモノの移動に関連するその他の輸送資源の整理

スクールバスや福祉タクシー、病院送迎バス等本市内の公共交通以外の輸送資源（以下、「輸送資源」という。）について、運行状況などその実態について可能な限り把握する。

④上位・関連計画の整理

熊本県や本市の総合計画や地域公共交通計画等、上位・関連計画を整理し、今後のまちづくりの方向性を踏まえた公共交通の期待される役割等を整理すること。

(2) 利用実態やニーズの把握

①市民アンケートの実施

本市の公共交通に関する課題を抽出するため、また、今後取り組むことが想定される交通施策の具体化に必要な情報を得るため、市民を対象としたアンケート調査を行う。

【アンケート概要】

配布予定数：2,000件

回収予定数：800件（回収率40%を想定）

実施方法：紙の調査票によるアンケート及びWebアンケートによるハイブリット形式

条件等：対象抽出条件の設定（※）、アンケート内容及び依頼文の作成、アンケート結果の集計、分析を行うこと。なお、アンケート実施に係

る封筒や調査票の印刷、封入、封緘、発送及び回収等の経費は受託者の負担とする。

(※アンケート調査対象は、対象抽出条件を基に、本市により無作為抽出を行い、受託者へ抽出データを提供する。)

②事業者ヒアリングの実施

市内の交通事業者等を対象としたヒアリング調査を行う。ヒアリング調査を通して本市の公共交通の現状と課題を把握し、それらを踏まえて意見交換を重ねることで、官民連携による地域交通の確保・維持に向けた機運醸成を図る。対象事業者は5事業者(JR九州㈱、くま川鉄道㈱、産交バス㈱、つばめ交通㈱、㈱TaKuRoo)を想定し、本市との協議のうえ決定する。

(3) 他分野との連携検討

(2)で実施した現状整理を踏まえ、地域公共交通の維持・確保に向けた既存輸送資源の連携や転用、新たな実施形態への活用可能性について分析・検討を行うこと。

(4) 「区域運行」への切替に向けた実証運行の実施

交通空白エリアに対して、既存乗合タクシーを路線型から区域運行に切り替えを行い、下記のとおり実証運行を実施する。

運行については、本市乗合タクシー事業者であるつばめ交通㈱、㈱TakuRoo 人吉営業所が行うこととし、乗合タクシー事業者への運行経費は本市が支払うものとする。

受託者は、運行に係る運行実施計画作成などの準備や支援、実証運行の効果検証等の分析・評価を以下のとおり行う。

なお、受託者の提案を踏まえ、協議のうえ内容の変更及び調整を行うこととする。

| 項目 | 内容 |
|--------|--------------------------------|
| 交通サービス | 乗合タクシー |
| 運行形態 | 区域運行 |
| 運行主体 | 本市 |
| 運行エリア | 永野地区、大畑地区 |
| 法的区分 | 道路運送法4条乗合 |
| 運行期間 | 令和8年10月～12月 |
| 運行頻度 | 対象地域の住民と意見交換等を行い決定 |
| 運賃 | 既存運賃を基に、新料金を設定(人吉市地域公共交通会議で決定) |

①実証運行にかかる各種準備

ア 関係者との調整

実証運行の実施に向けて、運行事業者であるつばめ交通(株)、(株)TakuRoo 人吉営業所と詳細な調整を行う。

イ 運行計画の策定

アを踏まえ、ダイヤや実証運行スケジュールなど具体的な実証運行計画を策定する。

ウ 人吉市地域公共交通会議の運営支援

人吉市地域公共交通会議の開催支援として、会議への出席及び事業説明、資料作成、議事録作成等の支援を行う。なお、人吉市地域公共交通会議の回数は2回を見込む。

ウ 乗合事業認可申請書の作成支援

実証運行のため必要となる運輸局等への申請書等の作成及び支援を行う。

②地域住民への周知・広報支援

ア 住民説明会の実施

資料作成、出席、とりまとめを行う。開催回数は2エリア×1回以上を想定。

イ 広報及び利用促進

運行を計画している対象地域ごとに、実証運行の案内チラシのデザイン・作成を行う。なお、配布方法は別途協議する。

③実証運行の効果検証

実証運行中に運行事業者等の関係者へヒアリング調査を実施し、とりまとめを行う。その結果と実証運行の利用集計結果を基に分析を行い、本格運行に向けた課題の整理を行う。

(5) 会議運営等の支援

①人吉市地域公共交通会議等の開催支援

(4)を除き、適宜開催される地域公共交通会議の開催にあたって、資料作成や関係者との事前協議、会議運営等の支援を行う。

②協議・打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、協議・打ち合わせを5回程度行う。

③「まちなかの交通手段等」について、別途協議が行われている人吉市まちづくりデザイン会議の意見等も交通再編案に反映させること。

④令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」実績報告支援

実施した調査分析及び実証運行の結果を踏まえ、令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」実績報告支援(令和9年2月予定)を行う。

(6) 報告書の作成

実施した調査分析等の内容を報告書として取りまとめる。

6 業務の進め方

(1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、承認を得たのちに業務を実施し、本業務の進捗管理を行うこと。

(2) 本市は、本業務を適切かつ円滑に実施するため、発注者と綿密な連絡を行うための連絡体制を整えることとし、協議内容等は、都度、受託者による記録と相互確認を経たうえで保存し、最終報告書に添付するものとする。

(3) 本仕様書では、本業務の実施に当たり、必要最低限の内容事項等を記載しており、受託者は、本業務の目的と目指す姿の実現のため、専門的知識を有する立場から効果的手法により事業を実現する場合、本市と協議のうえ、実施するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

7 スケジュール概要

| 年月 | 内容 |
|------------------|----------------------|
| 契約締結日から令和8年8月 | 契約・打ち合わせ |
| 契約締結日から令和8年10月 | 地域特性及び公共交通の現状整理 |
| 契約締結日から令和8年10月 | 利用実態やニーズの把握 |
| 令和8年10月から令和8年11月 | 運行データ等の可視化、他分野との連携検討 |
| 令和8年10月 | 実証運行に向けた調整・検討 |
| 令和8年11月から令和9年1月 | 実証運行の実施・効果検証 |
| 令和8年12月から令和9年2月 | 交通再編方針案の取りまとめ |
| 令和9年2月 | 実績報告、完了検査 |

※適宜、人吉市地域公共交通会議の開催

8 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議のうえ、決定する。

また、併せて電子データを提出するものとする。なお、電子データは、Microsoft Word、Excel または PowerPoint 及び shapefile で、読込及び編集・加工ができるものを原則とする。

- (1) 業務報告書（A4判） 1部
- (2) 交通再編方針案 1部
- (3) 各種会議等の議事録
- (4) 電子媒体（CD-R）等 一式
- (5) 本業務において収集及び作成した資料の電子データ（CD-R等） 一式

9 業務完了確認

業務履行完了を書面で報告し、検査担当職員の検査を受けること。

10 関連計画

- 人吉市総合計画
- 人吉市地域公共交通計画
- 人吉球磨地域公共交通計画
- 人吉市立地適正化計画
- 人吉市都市計画マスタープラン
- 人吉市復興まちづくり計画
- 人吉市まちなかグランドデザイン推進アクションプラン など

11 その他

- (1) 本業務は、国土交通省所管の令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」のうち「『交通空白』解消タイプ」を活用して実施することから、同補助金の交付要項に基づき処理するとともに、本事業に係る会計検査等が行われる場合は協力すること。
- (2) 受託者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類等を本市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (3) 本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は本市に帰属するものとする。
- (4) 業務遂行にあたっては、人吉市個人情報保護法施行条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

- (5) 本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定め
ない事項については、必要に応じて本市と受託者が協議し、決定する。